

裏面白紙

昭和二十三年一月三十日

厚生 大田 一 松 定 吉

連台函 最高司令官 殿

復員機構の再編成に關する件

一、日本政府に對する覚書A G U九一一（昭和二十二年十月四日）G S A P O U九一一「復員機構の再編成に關する件」第二項の「復員機構の有効な最後の整理及び復員と武裝解除との關係する凡ての必要な残存業務及び活動を日本政府の永久的行政組織中に能率的に且つ漸次吸收すべき詳細な案」として別紙「復員機構整理計畫」を提出する。

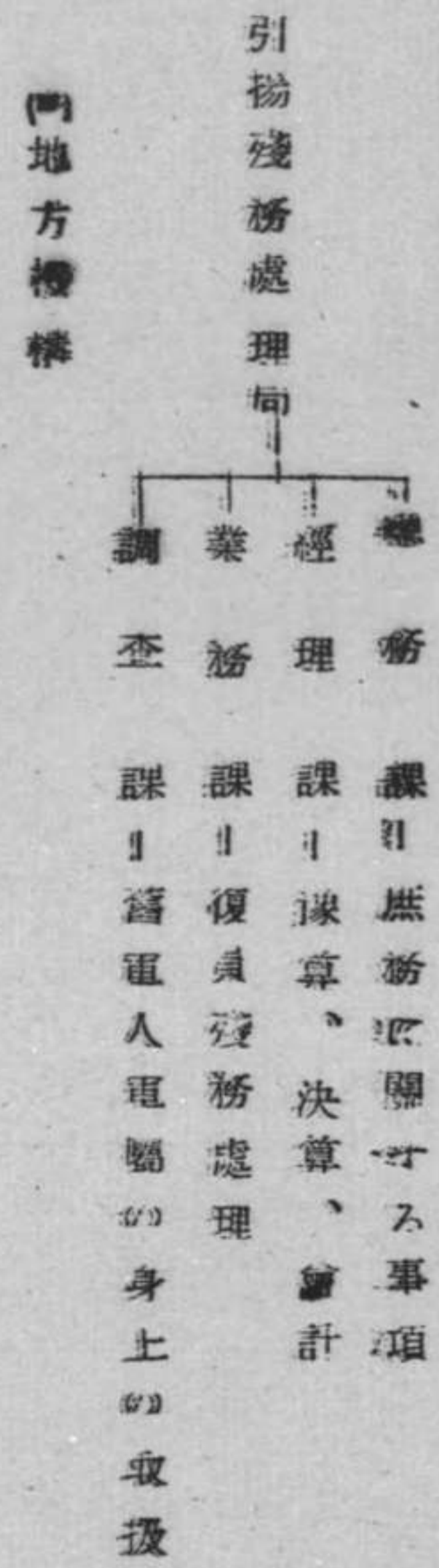
二、人員の留任に關しては、以て申請書を提出することなく現在提出中のもので許可ありたい。

復員機構整理計畫

復員機構は、左の如く日本政府の永久的行政組織に漸次吸収するものとする。

- 一、厚生省復員局は、昭和二十三年五月一日迄に引揚援護院に吸収し、別紙第一の如き機構とする。
- 二、ソ連地區よりの引揚完了の際は別紙第二の如き機構とする。
- 三、右時期後一年を経過したときは、復員機構はこれを廢止し、殘存事務は別紙第三の如く處理する。
- 四、右の各段階に應じ逐次人員を削減する。

別紙第二「連地」の引揚完了の際に於ける復員機構



裏面白紙

裏面白紙

別紙第三（ソ邊地画よりの引揚完了後一年を経過したときの機轉）

(1) 中央機轉

厚生省麻管局内の一課とする。

(2) 地方機轉

(1) 留守業務部及び復員連絡部、同支部、地方復員殘務處理部を廢止する。

(2) 都道府縣世話課は民生部内の一課に改称する。

復員機關改造に關する件（復員廳假譯）

昭和十七年四月廿日

AG〇九一、一（四七、十、四）OS（SCAPINI一七九一）

一 日本政府は第一復員局（留守業務局、復員連絡局及其の支部等管下地方機關を全部含む）をそのまま、厚生省の管轄及監督の下に移すべきを命ぜられ右移管は一九四七年十月十五日若くはそれ以前に完了すべきものとす。移管完了の上は厚生省は第一復員局の作業及同局により現在實施せられ居る全活動に付ては責任を負ふ。移管の後、復員は「日本武裝軍隊の復員」に關する日本政府宛覺書AG三八八、三（四五、十、十）DOS〇、「復員廳設置」に關する覺書AG三八八、三（四六、六、一）DOS（SCAPINI九九三）及「復員廳職員減員」に關する覺書AG〇九一、一（四七、一、二四）GB（SCAPINI一四八三）に規定せらるる復員順序及手續に基いて實施を繼續するものとす。本移管完了の上は日本政府は目下第一復員局及其の管下の地方機關によりて使用せられ若くはこれら

に割當てられある職員、記録類、計算書類及その他の物件を厚生省に移管すべき権限を與へらる。職員の移管は更にこれ以上の審査を要求すべきものとは解釋せられざるべく、又連台國最高司令官の發した現行指令及訓令によりて既に課せられざる要求以上にSCAPINI五五〇の適用あるものとは解釋せられざるべし

二 日本政府は更に復員、歸還、調査若くは戦争に關する事項或は日本武裝軍隊のために奉仕し若くは如何なる方式にても前日本軍組織に關係ある要員に關する事項の調査採求に従事し或は其の責任を課せられたる日本政府に屬する總ての部局及機關の組織、職員、職務及その運営手續に付て完全且つ廣汎なる研究及調査を實施すべきを命ぜらる、而して右は一九四八年一月一日より遵れざる様最高司令官の認可を得るため各個の分離せる復員機關の有效なる最後の整理及復員と非軍用化とに關係する凡ての必要なる殘存機關及活動を日本政府の永久的行政組織中に能率的に且つ漸次吸収すべき詳細なる案

を提出すべきこととす、かゝる案の實現は最高司令官が文書を以て最後の承認を與ふる迄は行はれざるものとす、然し右案は提出の後四ヶ月以内に前述の整理及吸収を實施に着手し得る様計劃すべきものとす。本案は復員及非軍事化に關する現行の最高司令官の指令及訓令を有効に繼續實施し得ることを保證すべきものとす、本案は非軍事化及復員に其の後從事すべき機關の政策の統制は、SCAPIN I五五〇の條項に該當せざる人によりて行はるることを規定し、現存元將校の留任に對する承認が最高司令官により各個人毎に特に與へられざるSCAPIN I五五〇に該當せる者の急速なる整理を保證するものとす。

三 日本政府は最高司令官の別途の指令^{あるに}あらざれば第二復員局の完全なる廢止を一九四八年一月一日迄に完了すべきを更に命ぜらる、第二復員局の掃海及其他の責務は該時期迄極東米國海軍指揮官の直接監督及統率の下に繼續實施せらる。必要なる殘存機關及職員は該期

日若くはそれ以前に厚生省の管轄及其の責任の一部となるべく、若くは最高司令官の指示する其の他の機關の管轄及其の責任の一部となるべく、而して最高司令官の承認する職務及職員のみを移管するものとす。

四 一方復員機關と地方復員機關の活動に本來關係ある占領軍機關との直接連絡は依然繼續維持せらるべく而して此の指令に於て何等現存の直接關係を變更すべきものと解すべきものなし。

五 日本政府は此の指令中に包含せらるる如何なる事項も最高司令官の指令及訓令の實施上、日本政府の責務及責任の遅延若くは阻害を許可すべきものと解すべきにあらず、特に復員、歸還、非軍事化、掃海及其他の關係活動に付て然るを注意するを要す。

本覺書の如何なる條項も目下第一復員局がSCAPIN I五五〇の條項及條件の下に最高司令官の特別事前の承認なくして雇傭してゐない如何なる職員をも留任せしめ若くは雇傭する權限を與ふるもの

裏面白紙

と解すべきにあらず。

六、日本政府は更に一九四七年十月十五日若くはそれ以前に前述の厚生省に對して第一復員局及其の關係活動移身を完成する爲に採るべき計劃上の手段を報告すべく尤も事前に最高司令官の承認を要せざるものとす。
七、本指令に關する質疑は文書を以て終連を辿じて最高司令官に提出せらるべきものとす。

依命

高級副官大佐 R・M・レイヴィー